

(平成23年3月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月、同年12月から60年3月までの期間、62年2月から同年3月までの期間及び同年8月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年6月
② 昭和59年12月から60年3月まで
③ 昭和62年2月及び同年3月
④ 昭和62年8月から同年12月まで

20歳のときから国民年金に加入し保険料を納付していた。結婚後は妻が保険料を納付していたが、何度か納付していないこともあって役所から督促を受けたので、遅れながらもきちんと納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、遅れながらもきちんと保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間はいずれも短期間である上、その前後の期間の保険料は全て納付済みとなっている。

また、申立期間の前後を通じて申立人の生活状況に特段の変化も認められないことから、申立期間の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

群馬国民年金 事案 701

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで
申立期間の国民年金保険料については、父が納付していたはずである。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、その両親及び弟妹と5人で同居し、父親が家族の保険料をまとめて納付していたとしており、事実、一緒に保険料を納付していたとするその弟の申立期間に係る保険料は納付済みであることから、その父親が申立人の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

また、申立期間は12か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年10月1日から17年6月21日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬月額よりも低額となっていることが判明した。申立期間の給与振込額が記録された銀行預金通帳を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成15年9月1日の定時決定により当初28万円とされていたものが、同年11月28日付け及び16年10月14日付けの各随時改定により、15年10月から16年6月までは13万4,000円、また同年7月から17年5月までは9万8,000円にそれぞれ減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、A社における申立期間当時の複数の同僚も、申立人同様に、標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。ところ、前述の複数の同僚は「標準報酬月額の減額訂正は、事業所側が行った。」と証言している上、当時の社会保険事務担当者は「標準報酬月額の減額訂正処理は、自分が行ったと思う。」と証言している。

さらに、A社は、申立期間を通して28万円に基づく厚生年金保険料を申立人の給与から控除していた旨を回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、その主張する標準報酬月額（28 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答により、事業主は、当該減額訂正処理後の標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ていたため、その結果、社会保険事務所は、事業主が当初届け出た 28 万円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C所における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月29日から同年4月1日まで

A社C所から同社本社へ異動した際の昭和47年3月29日から同年4月1日までの期間について、厚生年金保険の記録が無い。60歳で定年退職をするまで、同社にのみ勤務してきた。間違いなく社員として継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録、辞令及び雇用保険の記録により、申立人はA社に継続して勤務し（A社C所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立期間当時のA社本社の総務課長が「申立人が実際に赴任したのは昭和46年12月であるが、正式な異動日としては、47年4月1日である。」と証言していることや、申立人が「昭和47年3月末に家族用の宿舎に引っ越しをした。」と申述していることから、昭和47年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C所における昭和47年2月のオンライン記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義

務の履行については、B社の事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成8年1月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成7年7月から同年9月までは44万円、同年10月から同年12月までは41万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月31日から8年1月1日まで

A社に平成7年12月まで勤務したが、社会保険事務所（当時）に年金記録の照会をしたところ、厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年7月31日となっているとの回答であった。当時の給与明細等はないが、確かに勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な申述内容及び複数の同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、A社において申立人を含む17人は平成7年7月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できるが、いずれも同年10月に随時改定又は定時決定の届出が行われていたものの、その後、当該随時改定及び定時決定の取消手続と資格喪失手続は、同社の全喪日（平成7年11月8日）の後の8年4月8日付けで、遡って行われていることが確認できる上、複数の同僚の証言から、全喪日以後も、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的理由は見当たらない。

さらに、前述の同僚は「申立人は、A社で管理職であったものの、経営

には携わってはいなかった。」と証言していることから、申立人は社会保険事務に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該資格喪失処理を行う合理的理由は無く、有効な資格喪失処理とは認められないことから、申立人の資格喪失日に係る記録を平成8年1月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、オンライン記録から、平成7年7月から同年9月までは44万円、同年10月から同年12月までは41万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 3 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月から 54 年 3 月まで
申立期間の国民年金保険料については、父が納付していたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その父親が保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の国民年金被保険者資格については、オンライン記録により、昭和 54 年 4 月に取得した厚生年金保険の手帳記号番号を基礎年金番号として、基礎年金番号導入後の平成 13 年 9 月 * 日に新規取得していることが確認でき、申立人はこの時期に国民年金に加入したものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとするその父親は既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 52 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 52 年 6 月まで

昭和 54 年 10 月の結婚を機に、A 市役所で働いていた義姉に国民年金について相談したところ、5 年間遡って保険料を納付することができるという。私は、50 年 4 月から働き始めていたので 4 年間の保険料を遡って納付することに決め、義姉に国民年金の加入手続及び保険料の納付を依頼した。保険料を納付した際の領収書を受け取った記憶があるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市役所に勤務していたその義姉に相談して国民年金の加入手続及び保険料の納付を依頼し、申立期間の保険料を納付したと主張しているところ、同市の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所（当時）の国民年金被保険者台帳によると、昭和 52 年 7 月から同年 9 月までの保険料を 54 年 10 月 29 日に、52 年 10 月から同年 12 月までの保険料を 54 年 12 月 28 日にそれぞれ過年度納付していることが確認でき、その義姉が国民年金の加入手続を行ったと推察される同年 10 月頃の時点では、申立期間については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとするその義姉も既に他界しているため、当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを

うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年12月から54年12月までの期間及び56年5月から61年3月までの期間の国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年12月から54年12月まで
② 昭和56年5月から61年3月まで

会社を退職したとき、将来のことを考えて、国民年金に任意加入し付加年金にも加入して保険料を納付した。申立期間が付加年金に未加入で付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金の加入と併せて付加年金に加入し、付加保険料を納付したと主張しているが、申立人の所持する年金手帳、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び市の国民年金被保険者名簿のいずれにも、申立人が付加年金に加入した形跡がうかがえない。

また、付加年金に加入すれば、定額保険料と付加保険料を合算した保険料額の納付書が交付されるが、申立人が所持する国民年金保険料納入通知書兼領収書に記載されている保険料額は定額保険料のみの金額であり、付加保険料は含まれていない。

さらに、申立期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月1日から61年2月1日まで

A社に昭和54年3月1日から平成9年4月16日まで勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。給与から保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時にA社の社会保険事務を行っていた事業主の妻及び複数の同僚の証言により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険資格取得確認通知書控によると、同事業所は、申立人の資格取得日を昭和61年2月1日として届け出ていることが確認でき、この資格取得日は、同事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の記録と一致している。

また、当該事業所は「賃金台帳等の当時の資料は保存されていない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができない上、前述の事業主の妻は「当時、厚生年金保険の加入については、従業員の希望を考慮し、希望する者については入社後すぐに加入手続を行っていた。申立人が申立期間に厚生年金保険に加入しなかった理由は不明だが、加入していない従業員の給与から当該保険料を控除していたということは考えられない。」と証言している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 1 日から 42 年 6 月 1 日まで

A社（現在は、B社）のC本社から同社D所に転勤した際の申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬月額よりも低額となっている。申立期間について標準報酬月額を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、同社C本社に係る昭和40年10月の算定時が5万2,000円であるにもかかわらず、異動後の同社D所に係る41年8月の資格取得時が3万9,000円に減額されており、給与明細書等は無いものの、同社C本社から同社D所への異動は、昇進による異動であることから標準報酬月額の減額は考えられないとして申し立てている。

しかしながら、B社D所から提出された申立人に係る社内履歴によると、申立期間に係る給与額は3万8,173円と記録され、オンライン記録の標準報酬月額（3万9,000円）とも一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

また、申立人が当該事業所で被保険者資格を取得してから約10か月後の昭和42年6月1日に厚生年金保険の標準報酬月額が随時改定されているが、当該改定は、転勤後一定期間経過後に給与の昇給があり改定されたものとするのが自然である。

さらに、オンライン記録によると、申立人とほぼ同時期にA社のC本社から同社D所に異動した従業員3人についても、申立人と同様に標準報酬月額が2等級ないし4等級下がって記録されており、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なる事情は見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月 18 日から 56 年 2 月 26 日まで

A社に昭和 54 年 12 月 18 日に入社したが、厚生年金保険被保険者資格取得日が 56 年 2 月 26 日となっている。入社時から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 12 月 18 日からA社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと申述しているところ、同社の元事業主の妻は「弊社は既に閉鎖しており、関連資料は保管していないため、申立人の入社日及び当時の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と回答している上、申立期間当時に同社で厚生年金保険被保険者であった同僚は、死亡又は連絡先が不明のため証言を得られないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の資格取得日は昭和 56 年 2 月 26 日と記載されており、オンライン記録と一致する上、申立期間に健康保険の整理番号に欠番も無い。

なお、国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間を含む昭和 54 年 11 月から 56 年 3 月まで国民年金に加入し、当該期間の国民年金保険料を納付しているが、当該事業所において、同年 2 月 26 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことから、同年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、同年 7 月 8 日に還付されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

群馬厚生年金 事案 1130 (事案 132、133 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 32 年 10 月 10 日から 33 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 53 年 12 月 26 日から 62 年 2 月 1 日まで

年金事務所で、船員保険の加入記録は昭和 32 年 10 月 1 日から同年 10 月 10 日までと言われたが、申立期間①及び②についても、継続して*釣り漁船に乗り、*漁を行っており、給与から船員保険料を控除されていたので、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、A社(B社、C社及びD社と商号変更)を運営していた昭和 53 年 9 月 1 日に厚生年金保険に加入してからは、資格喪失日の平成 9 年 5 月 21 日まで、継続して加入していた。申立期間③について、厚生年金保険の加入記録が無いが、途中で資格を喪失した覚えは無く、保険料を継続して納付していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②に係る申立てについては、i) 申立人は、船舶名、船舶所有者、同僚等に関して記憶していないことから、乗船していた船舶を特定することができないこと、ii) 申立人は、当該船舶の大きさについて 20 トンから 30 トンだったと思うと申述しているが、船員保険法では総トン数 30 トン未満の漁船に乗り込む船員を被保険者としていない上、E漁業協同組合の担当者は「当時、船員保険の適用を受けていた*釣り漁船はほとんど無かった。」と証言していることから、当該船舶

は船員保険の適用船舶ではなかったことがうかがえることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき申立人に対して平成 20 年 11 月 17 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに際し、船員保険の加入記録 1 か月分が申立人の年金記録に統合されたことを新たな事情としているが、統合された年金記録は総トン数*トンの*運搬船に係るものであり、「乗ったのは*釣り漁船であって、*運搬船に乗った覚えは無い。」とする申立人の申述とは符合しない上、当該*運搬船の元乗組員は「元同僚のことは良く覚えているが、申立人には心当たりが無い。」と証言しており、申立人の申立期間に係る勤務実態について確認することができない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間③に係る申立てについては、i) A社は昭和 53 年 12 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、B社として再度、厚生年金保険の適用事業所になったのは 62 年 2 月 1 日であることから、申立期間③はA社が厚生年金保険の適用事業所となっていない期間であること、ii) 仮に、A社が申立期間③に継続して厚生年金保険に加入していたとするならば、報酬月額算定基礎届が 8 回にわたり届出されているはずであるが、そのいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が、当該届出に基づく申立人の記録の処理をしないとは考え難く、事業主による当該届出が行われていた形跡も見当たらないこと、iii) A社は厚生年金保険の適用事業所として確認できないことから、社会保険事務所が保険料の納入告知を行っていたとは考え難く、保険料を納付していた事情もうかがえないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき申立人に対して平成 20 年 11 月 17 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てにおいても当初の申立てと同内容を主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められず、このほか、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 57 年 7 月まで

A社に昭和 55 年 4 月から 57 年 7 月まで勤務した。年金事務所の記録では、同社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、当該事業所の同僚からは申立人の勤務実態について証言を得ることができない上、申立人は、申立期間当時において、オンライン記録により、昭和 55 年 5 月 15 日から同年 8 月 1 日までの期間及び 57 年 2 月 26 日から 58 年 6 月 1 日までの期間に B 社に係る厚生年金保険被保険者であることが確認できるとともに、雇用保険の加入記録により 55 年 9 月 15 日から 57 年 1 月 28 日までは C 社に勤務していることが確認できる。申立人は「C社で営業の仕事をしながら、空いた時間にA社でアルバイトをしていた。」と申述しており、不定期的勤務であったため厚生年金保険の被保険者となる加入要件を満たしていなかったと考えられる。

また、A社の事業主は「当時の資料が無く、従業員も申立人の記憶が無い。申立人の在籍及び社会保険の加入等については不明である。申立期間当時は社会保険に加入している者と加入していない者がいた。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、当該事業所の従業員は「アルバイトの者もいて、厚生年金保険に加入していない従業員もいた。」と証言していることから、同事業所では、全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうか

がえる。

さらに、申立期間に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、記録の欠落があったとは考え難い。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。